

令和 6 年度

# 償却資産(固定資産税)申告の手引

川崎市

本市の税務行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに御承知のように、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産にも課税され、償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在所有している償却資産について、その種類、取得時期、取得価額、耐用年数等を資産の所在地の市町村長に申告していただくことになっています。

つきましては、本手引を参照のうえ、申告書を作成し、かわさき市税事務所資産税課償却資産担当へ提出していただきますようお願い申し上げます。

## 償却資產業務の窓口が変わりました！

令和 5 年 4 月 1 日より、市内全管区の償却資產業務の窓口を

**かわさき市税事務所資産税課償却資産担当** に集約しました。

○償却資産に関するお問合せや御相談は、償却資産担当(最終面参照)へお願いします。

お知らせ

**提出期限 1月31日(水)**

**早期提出に御協力をお願いします。**

☆申告にあたっては

川崎市ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/>)も御利用ください。

「償却資産申告書」「種類別明細書」がダウンロードできます。

川崎市 償却資産申告書 ダウンロード

検索



☆提出先はかわさき市税事務所資産税課償却資産担当です。

(申告書左上の「あて先」は「川崎市長(〇〇区分)」としてください。)

申告書は資産の所在する区ごとに作成し、かわさき市税事務所資産税課償却資産担当(最終面参照)へ提出をお願いします。区役所への申告書の提出はできません。

☆申告書を郵送で提出される場合

宛先として使用いただけるラベルを最終面に掲載していますので、御利用ください。

申告書(控用)の返送を御希望の方は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

# I 償却資産とは

## 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除きます。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます。

（地方税法第 341 条第 4 号）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等が対象となります。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者がその償却資産を自己の事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

## 2 償却資産の種類とその具体例

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	駐車場の舗装・フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※詳しくは3ページ〈家屋と償却資産の区分表〉を御参照ください。
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置、大型特殊自動車（0、00～09及び000～099ナンバーのもの）等
3	船	貨物船、タンカー、漁船、釣船、曳船、ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（9、90～99及び900～999ナンバーのもの）、台車等 ※自動車税（種別割）の対象となる自動車、軽自動車税（種別割）の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品	ルームエアコン、パソコン、机、椅子、テレビ、応接セット、金庫、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、医療機器等の器具及び備品、ドリル、金型等の工具等

### 3 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産 の 例
事 務 系	事務机、事務椅子、応接セット、キャビネット、ロッカー、コピー機、ファクシミリ、金庫、パソコン、テレビ、ルームエアコンほか
不 動 産 貸 付 業 (アパート経営等)	受変電設備、金属製・コンクリート製の塀、路面舗装、立体駐車場の機械設備、駐車料金精算機、ルームエアコンほか
喫 茶 ・ 飲 食 業	看板、ネオンサイン、テーブル、椅子、レジスター、カウンター、カラオケ機器、冷蔵庫、厨房用品、テレビ、ルームエアコン、自動販売機ほか
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、レジスター、湯沸器、サインポール、ルームエアコンほか
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、レジスター、ルームエアコン、看板ほか
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、ルームエアコン、看板ほか
食 肉 ・ 鮮 魚 販 売 業	冷凍機、冷蔵庫、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、電子秤、レジスター、ルームエアコンほか
自 動 車 修 理 業	リフト、ジャッキ、旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、路面舗装ほか
金 属 加 工 業	受変電設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具ほか
医 療 業	レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、ファイバースコープ、手術機器、歯科診療ユニットほか
農 業	農業用井戸、果物棚、ビニールハウス、ポンプほか
住宅宿泊事業(民泊)	看板、テレビ、冷蔵庫、寝具、ルームエアコン、洗濯機ほか

### 4 建築設備等における家屋と償却資産の区分

- (1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、原則として家屋に含めて取り扱いますので、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。
- ア 構造的に家屋と一体となっていないもの
  - イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
  - ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等
  - エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの（ホテル等の厨房設備、洗濯設備等）
- (2) 家屋の所有者以外の方（テナント等）が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、テナント等の方が御申告ください。家屋の所有者及びテナント等の方は、この資産について所有者や資産内容に変更がありましたら、かわさき市税事務所償却資産担当まで御連絡ください。

<家屋と償却資産の区分表>

※この表は、主な設備等の例示です。◎に該当する資産は償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等		○			◎
上記以外の設備			○			◎	
監視カメラ（ITV） 設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等		○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等）		○			◎
		中央式給湯設備					◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
屋内の配管等			○			◎	
衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 （ダムウェーター）等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・ 百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じ るサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看 板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテ ブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボッ クス、カーテン、ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

## II 償却資産の申告

### 1 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の所有状況（種類、取得時期、取得価額、耐用年数等）を申告していただく必要があります。

＜お願い＞

申告内容に異動がない場合は、申告書「⑱備考」欄の「2 資産の異動なし」欄に○をつけて提出をお願いします。

また、事業を行っている方で償却資産を所有されていない方は、申告書「⑱備考」欄の「3 該当資産なし」欄に○をつけて提出をお願いします。

（9・10 ページの記載例を御参照ください。）

### 2 償却資産の範囲

#### (1) 申告の対象となる資産

ア 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、概ね次の資産をいいます。なお、1 月 1 日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

(ア) 税務会計上減価償却の対象となるべき資産

(イ) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

(ウ) 償却済資産（減価償却が終わった資産）

(エ) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

(オ) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

(カ) 建設仮勘定に経理されているが、既に完成している資産

(キ) 建物勘定（建築設備を含む。）に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

イ 耐用年数が 1 年を超えて取得価額（1 個又は 1 組当たり）が 10 万円以上で、令和 6 年 1 月 1 日現在事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。詳しくは次のとおりです。

個人	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	平成11年1月1日以降に取得した資産
	10万円以上	20万円以上	10万円以上
法人	平成元年3月31日以前に取得した資産	平成元年4月1日から平成10年3月31日以前に開始した事業年度末までに取得した資産	平成10年4月1日以降に開始した事業年度に取得した資産
	10万円以上	20万円以上	10万円以上

(注) 法人の場合は表中の金額未満でも、税務会計上資産として計上し、個別に減価償却しているものについては償却資産として申告の対象となります。

詳しくは 5 ページの「少額の減価償却資産の取扱い」を御参照ください。

## (2) 申告の対象とならない資産

ア 自動車税（種別割）の課税客体となる自動車、軽自動車税（種別割）の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車  
※農耕作業用トレーラ（最高速度 35 km/時未満）は、令和 2 年度以降、軽自動車税（種別割）により課税されます。

※ナンバープレートの有無で判断するものではありませんので御注意ください。

イ 牛、馬、果樹、その他生物（観賞用、興行用等のものは申告対象です。）

ウ 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

エ 繰延資産（開業費、開発費等）

オ 棚卸資産（商品、原材料等）

カ 美術品等（時の経過によりその価値の減少しない資産）

キ 劣化資産（冷媒、触媒、熱媒等）

## 3 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が 30 万円未満の資産の申告は、税務会計上の経理区分により次の表のとおり取扱いが異なります。

取得価額	償却方法	個別に減価償却している資産	中小企業等の少額減価償却資産特例	3年間一括償却	一時に損金算入
10万円未満		申告必要	申告必要 (15ページも御確認ください。)	申告不要* 1	申告不要* 1
10万円以上20万円未満					
20万円以上30万円未満					
30万円以上					

※ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（20 万円未満）は申告不要です。

\*1 令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

## 4 リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告が必要です。	申告不要です。
割賦販売にあたるようなリース資産	申告不要です。	申告が必要です。

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方の申告をお願いします。

※ 割賦販売にあたるようなリースとは、外見上償却資産に係る賃貸借契約であっても、賃貸借期間満了後に当該償却資産を借主に無償譲渡することになっている場合等、実質的に所有権留保付きの売買とみられる場合をいいます。

## 5 課税標準の特例と非課税

課税標準の特例が適用される償却資産及び非課税となる償却資産に関する必要書類については、かわさき市税事務所償却資産担当までお問い合わせください。

### (1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する資産は、課税標準の特例

が適用されますので、該当する資産を所有する場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）とあわせて「課税標準の特例該当償却資産明細書」に必要事項を記載して御提出ください。また、電算処理により申告される場合は、資産の種類、適用条文ごとに該当する資産を記載した明細書の作成をお願いします。

なお、特例が適用される最初の年度は、確認書類もあわせて御提出ください。

## (2) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する非課税資産を新たに取得した場合は、「固定資産税・都市計画税非課税認定申請書」及び「種類別明細書（非課税の適用のあるもの）」に必要事項を記載し、あわせてそれを証明する書類を添付して御提出ください。

# 6 申告方法

## (1) 書類による申告書等の申告方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、かわさき市税事務所償却資産担当に提出していただく方法です。令和6年1月1日（賦課期日）現在、所有されている全ての資産の申告をお願いします。

### ア 電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告を行う場合は、次により申告書（申告書は地方税法施行規則第14条第26号様式、同別表1により、その様式が定められています。）の作成をお願いします。また、全資産申告の形式が必要となりますので、9ページから12ページの記載例を参考に書類を作成し御提出ください。

### (ア) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

- a 「評価額(ホ)」、「決定価格(へ)」及び「課税標準額(ト)」の欄について、必ず記載をお願いします。（9・10ページ記載例⑳参照）
- b **所有者コードについては、本市から送付した印字済の申告書からの転記をお願いします。**（10ページ記載例⑲参照）

### (イ) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

独自の様式にて明細書の作成をされる場合は、次の要件を備えているものに限りです。

- a 第26号様式別表1の記載項目の全てが記載されていること。
- b 減価残存率、価額、課税標準の特例に係る率及び課税標準額が記載されていること。
- c 令和6年1月1日現在、所有する全ての資産が記載されていること。

### イ 上記ア以外の場合

申告された資産の評価額等の計算はかわさき市税事務所償却資産担当で行います。9ページから12ページの記載例を参考に次のとおり書類を作成し御提出ください。

### (ア) 本市にはじめて申告される方

白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有する全ての資産の記載をお願いします。

(イ) 本市に既に申告をされている方

前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書（増加資産・全資産用）を送付しますので、減少等の異動があったものについては修正を行い、新たに取得した資産については追加記入をして御提出ください。

(2) インターネットによる電子申告

電子申告とは、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して、申告データを送信する方法です。電子申告の利用方法や申告データの作成方法については、地方税共同機構のホームページ（22 ページ参照）を御覧ください。なお、電子申告利用開始の際は、資産が所在する区を確認の上、利用届出を御提出くださいますようお願いいたします。

ア 「全資産申告（電算処理分）」で申告される方

令和6年1月1日（賦課期日）現在、所有されている全ての資産の申告をお願いいたします。

イ 「増加資産／減少資産申告」で申告される方

(ア) 本市に初めて申告される方

令和6年1月1日（賦課期日）現在、所有されている全ての資産を、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に入力し、御申告ください。

(イ) 本市に既に申告をされている方

前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書（増加資産・全資産用）を参考に、異動があったものについて御申告ください。

なお、減少資産がある場合に使用する種類別明細書（減少資産用）に記入する“抹消コード”は、送付しました種類別明細書（増加資産・全資産用）の“資産コード”です。

※ 本手引を送付した全ての方に、償却資産申告書（種類別明細書）を同封していますが、電子申告を御利用の方は、書類の提出は不要です。

## 7 提出書類

名 称	内 容	備 考
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書を総括する申告書 (9・10 ページ記載例参照)	第 26 号様式
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	全資産の明細書 (11・12 ページ記載例参照)	第 26 号様式別表 1
課税標準の特例該当 償却資産明細書(※)	課税標準の特例が適用される資産 (5・6 ページ参照)の明細書	川崎市様式
固定資産税・都市計画税 非課税認定申請書(※)	新たに取得した非課税となる資産 (5・6 ページ参照)の申請書	川崎市様式
種類別明細書(※) (非課税の適用のあるもの)	新たに取得した非課税となる資産 (5・6 ページ参照)の明細書	川崎市様式

(注) 申告書及び種類別明細書等の用紙が足りないときは、かわさき市税事務所償却資産担当まで御連絡ください。



(注) 本市から送付しました申告書及び種類別明細書には、事務処理上必要な所有者コード等を記載してありますので、この書類を御使用ください。他の書類により申告される場合には、送付しました申告書（提出用のみ、未記入のままです。）も併せて御提出ください。

※ 課税標準の特例が適用される償却資産及び非課税となる償却資産に関する必要書類については、電子申告を御利用の方も提出が必要となります（5・6 ページ参照）。

<参考：申告方法による申告資産・提出書類（データ）一覧>

前年度申告方法区分	申告していただく方	申告資産		提出書類（データ）			
		令和6年1月1日現在において所有している全ての償却資産	令和5年中に増加又は減少した償却資産	第26号様式（申告書）	第26号様式別表1（増加資産・全資産用）	第26号様式別表2（減少資産用）	
書類による申告	初めて申告される方	○		○	○		
	既に申告を している方	○		○	○		
	増加又は減少した資産のある方(*1)	○		○	○		
	増加又は減少した資産のない方(*3)	○		○	○		
	償却資産を所有されていない方(*3)			○			
	電算処理	初めて申告される方	○		○	○	
	既に申告を されている方	○		○	○		
	償却資産を所有されていない方(*3)			○			
電子申告	増加資産/ 減少資産申告	初めて申告される方	○		○	○	
		既に申告を されている方	○	○	○	○	○
		増加又は減少した資産のない方(*3)	○		○		
		償却資産を所有されていない方(*3)			○		
	全資産申告 (電算処理分)	初めて申告される方	○		○	○	
		既に申告を されている方	○		○	○	
償却資産を所有されていない方(*3)				○			

\*1 書類にて申告される方は、本市では増加資産・全資産用の種類別明細書（第26号様式別表1）で増加資産と減少資産の両方を申告することができます。増加資産が書ききれない場合は、白紙の種類別明細書を御使用ください。減少資産の場合は、増加資産・全資産用の種類別明細書（第26号様式別表1）を二重線で抹消してください。詳しくは11・12ページの記載例を御参照ください。

\*2 電子申告を御利用の方は、増加又は減少した資産を、それぞれ「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」にて御申告ください。

\*3 増加又は減少した資産のない方は、申告書の「⑱備考（添付書類等）」欄の「2 資産の異動なし」に○をお願いします。また、償却資産を所有されていない方は、申告書の「3 該当資産なし」に○をお願いします。詳しくは9・10ページの記載例を御参照ください。

※ 電子申告を御利用の方は、「⑱備考（添付書類等）」欄に、それぞれ「資産の異動なし」、「該当資産なし」と記載をお願いします。

## 8 申告書の提出期限及び提出先

申告書は令和6年1月31日（水）までに、**かわさき市税事務所償却資産担当（最終面参照）へ御提出**ください。また、提出期限間近になりますと窓口が大変混み合いますので、早期提出に御協力をお願いします。

※ 区役所（支所・出張所）への申告書の提出はできません。提出先の誤りが大変多くなっておりますので、御注意ください。

※ 申告書の記載方法が不明な方は、作成資料として法人税又は所得税の申告書の控え及び固定資産台帳・減価償却資産明細書等の償却資産の状況がわかる書類を持参し、上記の提出先窓口（平日8:30～17:00）へお越しください。

### Ⅲ 償却資産申告書及び種類別明細書の書き方（記載例）

#### 1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

##### ① 住所 ② 氏名

住所、氏名（屋号があれば屋号も）及び電話番号を記載してください。（押印は廃止されました。）

##### ③ 個人番号又は法人番号

個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記載してください。

##### ④ 事業種目（資本金等の額）

例えば、「自動車部品製造業」「乳製品販売業」等のように具体的に記載してください。  
また、法人にあっては、資本金等の額も記載してください。

##### ⑤ 事業開始年月

事業を開始した年月を記載してください。

##### ⑥ この申告に回答する者の係及び氏名

##### ⑦ 税理士等の氏名

この申告書の内容について回答できる方の氏名及び電話番号を記載してください。

##### ⑧ 短縮耐用年数の承認 (20 ページ参照)

##### ⑨ 増加償却の届出 (20 ページ参照)

##### ⑩ 非課税該当資産 (5 ページ参照)

##### ⑪ 課税標準の特例 (5 ページ参照)

##### ⑫ 特別償却又は圧縮記帳 (15 ページ参照)

##### ⑬ 税務会計上の償却方法 (15 ページ参照)

##### ⑭ 青色申告

該当する方を○で囲んでください。

令和 6 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		管区:所有者コード:所在コード	
令和 6 年 1 月 18 日 (あて先) 川崎市長(川崎区分)		31 012345678901004000001	
受付印	住所 (ふりがな) 住所 (又は前記通知書送付先) 210-0004 川崎市川崎区 宮本町1	個人番号又は法人番号	短縮耐用年数の承認 有・無
氏名 (ふりがな) 氏名 (法にあってはその代表者及び代名)	株式会社 川崎市太郎商店 代表取締役 川崎 市太郎	事業種目 (資本金等の額) 1,200 (百万円)	増加償却の届出 有・無
事業開始年月	昭和63年 3月	事業開始年月	非課税該当資産 有・無
この申告に回答する者の係及び氏名	経理グループ 課税次郎 (電話 044-200-▲▲▲▲)	課税標準の特例	課税標準の特例 有・無
税理士等の氏名		特別償却又は圧縮記帳	特別償却又は圧縮記帳 有・無
		税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法 定率法(定額法)
		青色申告	青色申告 有・無
資産の種類	取得価額	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 川崎市川崎区宮本町1
1 構築物	前年前に取得したもの(イ) 3,000,000 前年中に減少したもの(ロ) 2,300,000 前年中に取得したもの(ハ) 3,000,000 計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ) 3,700,000	② 川崎市川崎区東田町8	③ 川崎市川崎区東田町2-1-1
2 機械及び装置	6,500,000	④ 川崎市川崎区鋼管通 2-3-7	貸主の名称等 川崎市高津区下作延2丁目8-1 高津〇〇リース株式会社
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品	3,450,000		
7 合計	12,950,000		
評価額(注)	決定価格(注)	課税標準額(注)	令和5年10月1日、川崎南支店が東田町2-1-1 から鋼管通2-3-7へ移転
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

##### ⑮ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

資産の所在地を記載してください。  
なお、区内に2か所以上資産の所在地がある場合は、主たる資産の所在地の番号を○で囲んでください。

##### ⑯ 借用資産

該当する方を○で囲み、借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

##### ⑰ ※評価額、※決定価格、※課税標準額

電算処理方式により申告を行う場合のみ記載してください。

##### ⑰ 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んでください。

##### ⑱ 備考(添付書類等)

該当する項目に○をつけてください。  
このほか、次のような事項を記載してください。  
(1) 「増加償却の届出書の写」「県知事の許可証の写」等、添付した書類の名称  
(2) その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

##### ⑲ 所有者コード(11桁)

本市から送付した印字済の申告書を使用しない場合は転記してください。

##### ⑳ 取得価額

(イ) 「前年前に取得したもの」  
令和5年度申告書の差引額欄(ニ)の額を記載してください。令和5年度の申告がされている方は、申告内容を印字してあります。

(ロ) 「前年中に減少したもの」  
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。

(ハ) 「前年中に取得したもの」  
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。

(ニ) 「計(イ)-(ロ)+(ハ)」  
(イ)-(ロ)+(ハ) によって算出した、取得価額を種類別に合計して記載してください。

令和5年度までの申告内容等により事前印字を行っておりますので、印字されている項目に変更、誤り等がありましたら訂正をお願いします。  
なお、申告書(第26号様式)は、提出用と控用の2枚1組、種類別明細書(第26号様式別表1)は、提出用・入力用・控用の3枚1組です。

## 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

本市にはじめて申告をされる方には白紙の種類別明細書を送付しています。記載例 8 行目以降を参考に、令和 6 年 1 月 1 日現在所有されている全ての資産を記載してください。前年までに申告されている資産は、資産の種類・取得年月順に印字していますので、御確認ください。資産に異動や修正があった場合の記載方法は、次のとおりです。

ア 資産が減少した場合

【記載例 1】該当する資産の「資産の名称等」から「耐用年数」までを二重線で抹消し、「摘要」欄に事由を記載してください。このとき、「資産コード」を抹消しないように御注意ください。

【記載例 2】資産の一部が減少した場合は、「取得価額」を二重線で抹消し、上段に残った取得価額を記載して「摘要」欄に事由を記載してください。

イ 税制改正等に伴う耐用年数の変更について【記載例 3】

耐用年数を税制改正等により修正する場合は、改正年度も併せて「摘要」欄にその内容を記載してください。

ウ 資産の項目を修正する場合【記載例 4】

修正する項目を二重線で抹消し、その上段に修正後の内容を記入して、「摘要」欄に修正事由を記載してください。

エ 資産が増加した場合【記載例 5】

印字されている行に続けて「資産の種類」、「資産の名称等」から「増加事由」まで記載し、「増加事由」が「1 新品取得」以外の場合は「摘要」欄に事由を記載してください。

オ 移動や申告もれ等の資産について【記載例 6】

移動や申告もれ等により今年度初めて申告する場合には「摘要」欄にその内容を記載してください。

### ① 資産の種類

1～6の数字で記載してください。

- 構築物-1 機械及び装置-2 船舶-3
- 航空機-4 車両及び運搬具-5
- 工具、器具及び備品-6

### ② 資産の名称等

資産の名称及び型式等を 20 文字以内で記載してください。

使用できる文字は、漢字（JIS 第 1 水準及び第 2 水準）、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字及び一部の記号です。

※1 船舶は、登録船名及び船舶の種類を記載し、摘要欄に船舶登録番号、総トン数及び船籍港を記載してください。

※2 大型特殊自動車は、品名及び型式を記載し、摘要欄に寸法（全長・全幅・全高）及び総排気量を記載してください。

### ③ 数量

資産の数量を修正する場合は、変更後の数量を記載してください。

増加資産については、その数量を記載してください。

### ⑤ 取得価額

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含む。）を記載してください。

取得価額の算出方法は、原則として法人税法又は所得税法の取扱いと同じです。

※1 改良に係る支出分については、本体分とは別に記載してください。

※2 圧縮記帳は固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

※ 電算処理方式により申告を行う場合は、「減価残存率」、「価額」、「課税標準の特例」及び「課税標準額」についても記載をお願いします。

令和 6 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）		株式会社 所有者名		I 枚のうち					
管区	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行番	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	課税標準額	増加事由	摘要
01	140100101	コンクリート舗装	H0303	2000000	15401	0.0	【記載例 1】	1・2 R5.7 資産入れ替えのため除却	
02	141000101	広告塔	H0901	1700000	15410	0.0	【記載例 2】	1・2 R5.8 広告塔の一部を撤去	
03	241500101	オープン	H1403	5000000	10415	0.0	【記載例 3】	1・2 「112 の省令改正」による耐用年数の変更	
04	241500102	化学調味料製造設備	H1404	1500000	07415	0.0	【記載例 3】	1・2 「112 の省令改正」による耐用年数の変更	
05	641500103	エアコン	H1404	4500000	06415	0.0	【記載例 4】	1・2 取得年月日、耐用年数の申告誤り	
06	641500104	イス・テーブル	H1404	2000000	08415	0.0	【記載例 4】	1・2 取得年月日、耐用年数の申告誤り	
07	641600101	冷蔵庫	H1502	1000000	06416	0.0	【記載例 5】	1・2 取得年月日、耐用年数の申告誤り	
08	1	コンクリート舗装	1 50510	3000000	15	0.0	【記載例 6】	1・2 R5.3 東京都大田区から	
09	2	かん詰製造設備	1 42209	1000000	10	0.0	【記載例 6】	1・2 R5.3 東京都大田区から	
10	6	パソコン	2 50410	5400000	04	0.0	【記載例 6】	1・2 令和 5 年度 申告もれ資産	
20						0.0			
小計				15190000	増加分				
				12950000	減少分				

注意 ※印欄は記入しないでください。  
「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○を付してください。

川崎市

### ⑥ 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる法定耐用年数を記載してください。

ただし、法人税法施行令第 57 条第 1 項又は所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により国税局長の承認を受けた短縮耐用年数によるものにあつては、その耐用年数を、中古資産の見積耐用年数によるものにあつては、その耐用年数を記載してください。

### ⑦ 課税標準の特例

前年度までに課税標準の特例及び減免が適用される資産を申告されている場合に表示されます。

### ⑧ 増加事由

該当するものの番号を○で囲んでください。  
1-新品取得 2-中古品取得  
3-移動による受入れ 4-その他  
(注) 移動による受入れの場合の取得年月は当初取得した年月を記入してください。

### ⑨ 摘要

- (1) 新たに申告する次に掲げる資産については、例示のように記載してください。
  - a 取替資産の承認を受けた資産……………取替資産
  - b 耐用年数の短縮の承認を受けた資産……………短縮 R5.8 承認
  - c 中古見積耐用年数を適用した資産……………中古見積
  - d 課税標準の特例が適用される資産……………附則 15 条 3 項
  - e 増加償却の届出をした資産……………増加償却 R5.1～R5.12 20%
  - f 市外又は他区から移動した資産……………R5.3 東京都大田区から
  - g 申告もれ資産……………令和 5 年度申告もれ資産
- (2) 減少した資産については、次のような事項を記載してください。
  - a 売却により減少した資産……………減少した時期、売却先の名称等
  - b 滅失により減少した資産……………減少した時期、滅失の理由等
  - c 移動により減少した資産……………減少した時期、受入れ先の所在地等
  - d 一部減少した資産……………減少した時期、減少前の数量、減少した数量・取得価額

# IV 償却資産の課税について

## 1 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在において償却資産を所有する方が、納税義務者となります。

## 2 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点

### (1) 課税標準

課税標準は、1月1日における決定価格（課税標準の特例（5・6ページ参照）の適用を受けるものは適用後の額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

### (2) 税率

税率は100分の1.4です。

### (3) 税額

税額（100円未満切捨て）＝課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4/100）

### (4) 納期・納期限

固定資産税（償却資産）は、第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（12月）及び第4期（翌年2月）の4回の納期に分けて納めていただきます。納期限は、各納期の末日になります。その日が、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、それらの日の翌日が納期限となります。

### (5) 免税点

同一区内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

## 3 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出

### (1) 価格等の決定

申告書等に基づき、価格等を3月31日までに決定し、償却資産課税台帳に登録します。

### (2) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に価格等を登録した後、その旨を公示します。納税義務者等の方は公示後、市税事務所・市税分室において償却資産課税台帳を閲覧することができます。

### (3) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、上記(2)の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

なお、償却資産課税台帳に登録された価格以外の事項に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

## 4 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準の定めるところにより、取得価額を基準とし、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた減価を考慮して求めます。

具体的には、次の算式により求めます。

<p style="text-align: center;"><u>前年中</u>に取得した資産 (令和5年1月2日から 令和6年1月1日に取得)</p>	<p style="text-align: center;"><u>前年前</u>に取得した資産 (令和5年1月1日以前に取得)</p>
$\text{取得価額} \times \underbrace{\left(1 - \frac{r}{2}\right)}_{\text{減価残存率}} = \text{評価額}$	$\text{前年度評価額} \times \underbrace{(1 - r)}_{\text{減価残存率}} = \text{評価額}$

※ r = 耐用年数に応ずる定率法による減価率（年率）

計算した評価額が取得価額の5%に満たない場合は、取得価額の5%の額となります。

## 5 評価額の計算例

(1) 「令和5年2月取得、取得価額347,000円、耐用年数5年」の資産の場合

$$\boxed{\text{令和6年度}} \quad 347,000 \text{円} \times \left(1 - \frac{0.369}{2}\right) = 282,805 \text{円 (評価額)}$$

※ 耐用年数が「5年」なので、定率法による減価率(r)は「0.369」になります(21ページの「減価残存率表」を御参照ください。)

※ 下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。また、評価額の1円未満の端数は切捨てます。

(2) 「令和4年10月取得、取得価額1,208,700円、耐用年数9年」の資産の場合

$$\boxed{\text{令和5年度}} \quad 1,208,700 \text{円} \times \left(1 - \frac{0.226}{2}\right) = 1,072,116 \text{円 (前年度評価額)}$$

$$\boxed{\text{令和6年度}} \quad 1,072,116 \text{円} \times (1 - 0.226) = 829,817 \text{円 (評価額)}$$

※ 耐用年数が「9年」なので、定率法による減価率(r)は「0.226」になります(21ページの「減価残存率表」を御参照ください。)

## V その他

### 1 固定資産税(償却資産)と国税(法人税及び所得税)の主な相違点

項 目	固定資産税 (償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法 (国税では旧定率法にあたる)	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制(建物は旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制(建物は定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制(建物、建物附属設備及び構築物は定額法)
前年中新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	認めていない	認めている
中小企業の少額減価償却資産の特例(*1)	認めていない	認めている
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認めていない	認めている
増加償却(法人税法・所得税法)	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円(備忘価額)
改良費(*2)	区分評価	原則区分評価

\*1 租税特別措置法の規定により、中小企業者に該当する法人及び個人事業者が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した取得価額30万円未満の減価償却資産については、取得価額の全額を損金算入できることとなっています(即時償却)。しかし、この規定は固定資産税(償却資産)には適用されません。したがって、これらの資産は申告の対象となりますので御注意ください。

\*2 償却資産の改良のため支出した金額(資本的支出)がある場合は、本体部と区別して申告をお願いします。この場合、本体と同一の耐用年数を御使用ください。

### 2 中小事業者等が新規取得した生産性向上や賃上げ促進に資する機械装置等に係る固定資産税の軽減措置について

中小事業者等が「川崎市導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り固定資産税の課税標準が2分の1になります。

さらに「先端設備等導入計画」に従業員へ一定の賃上げ方針の表明を記載した場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は5年度分、

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した場合は4年度分に限  
り、固定資産税の課税標準額が3分の1になります。

※令和5年度税制改正により、根拠法令、特例の対象となる資産、適用年度・特例  
割合及び提出書類の様式等が変更となりました。

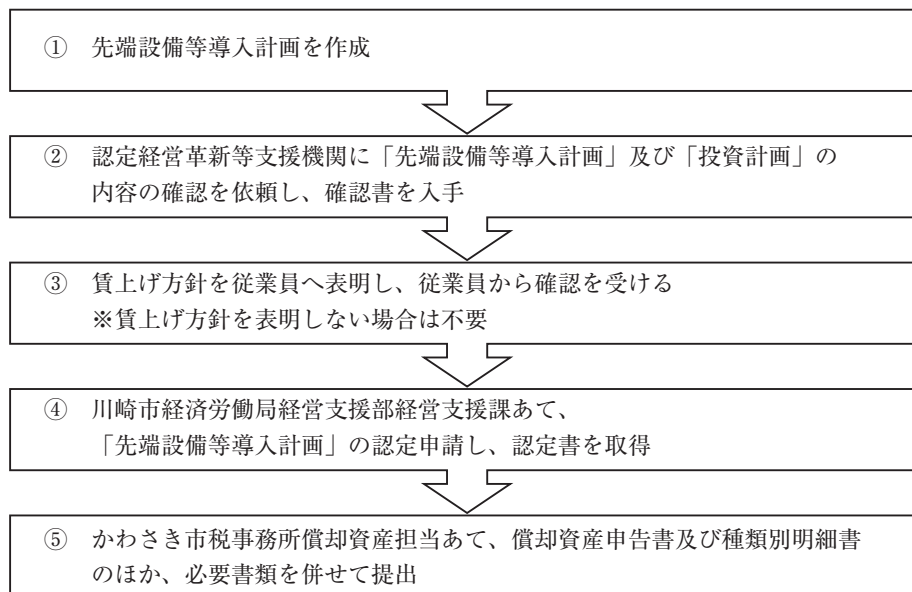
税制改正前の制度については、川崎市ホームページを  
御確認ください。



(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000102433.html>)

(1) 手続方法

申告までの手続方法の流れは次のとおりです。



(2) 特例の対象となる者

中小事業者等が特例の対象となります。中小事業者等とは次のいずれかに該当  
する者です。

個人の場合	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
法人の場合	資本金の額若しくは出資金の額の総額が1億円以下の法人のうち、みなし大企業以外の法人
	資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

※ 全業種の全事業が対象です。

(3) 特例の対象となる資産

設備等の種類	取得時期	取得価額	その他の要件
機械及び装置	令和5年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	160万円以上	①事業の用に供されたことのないもの ②商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するもの ③投資計画（年平均の投資利益率5%以上）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なもの
測定・検査工具		30万円以上	
器具備品		30万円以上	
建物附属設備	令和7年 3月31日	60万円以上	

#### (4) 適用年度・特例割合

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を2分の1とします。

さらに、「先端設備等導入計画」に従業員へ賃上げ方針の表明（\*）を記載した場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は5年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した場合は4年度分に限り課税標準額を3分の1とします。

\* 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して、増加率が1.5%以上となる賃上げ方針の表明が必要です。

#### (5) 提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書のほか、下記①～⑦の書類を、かわさき市税事務所償却資産担当に御提出ください。

提出書類
① 川崎市様式「課税標準の特例該当償却資産明細書」（5・6ページ参照）
② 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」（別紙「先端設備等導入計画」を含む。）の写し
③ 「先端設備等導入計画の認定書」の写し
④ 認定経営革新等支援機関が発行する「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し
⑤ 「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写し （※賃上げ方針を表明していない場合には、提出不要です。）
⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し及び「リース契約書」の写し（※「先端設備等導入計画」の申請者が申告を行う場合には、提出不要です。）
⑦ 川崎市様式「生産性向上や賃上げ促進に資する機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート」

### 3 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の軽減措置について

被災者生活再建支援法が適用されることとなった震災、風水害、火災その他の災害（「震災等」といいます。）により滅失し、又は損壊した償却資産（「被災償却資産」といいます。）の所有者等が、一定の区域及び期間内において、被災償却資産に代わるものと認められる償却資産の取得又は被災償却資産の改良を行った場合に、当該取得又は改良が行われた償却資産（「代替償却資産」といいます。）について、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置が設けられています。

#### (1) 特例の対象となる者

被災償却資産の所有者等

#### (2) 特例の対象となる区域

震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域



(3) 特例の対象となる資産

ア 期間

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間

イ 対象資産（代替償却資産）

(ア) 被災償却資産に代わるものとして取得が行われた償却資産

(イ) 損壊した償却資産の改良を行った場合における当該改良が行われた償却資産（改良費に該当するもの）

(4) 適用年度・特例割合

償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とします。

また、地方税法第349条の3又は地方税法附則第15条から第15条の3までの規定による課税標準の特例と重複して適用することができます。

(5) 提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書のほか、下記の書類をかわさき市税事務所償却資産担当（最終面参照）に御提出ください。

提出書類	
ア	川崎市様式「課税標準の特例該当償却資産明細書」（5・6ページ参照）
イ	川崎市様式「震災等に係る被災代替償却資産特例申告書」
※	ア及びイの様式は川崎市ホームページから取得できます。

その他、本市以外の市町村で被災した被災償却資産について、本市（一定の区域に該当することとなった場合）で、その代替償却資産を取得又は被災償却資産の改良を行った場合、又は代替償却資産の所有者が被災償却資産の所有者の相続人である場合や合併法人等である場合等についても、特例の適用が認められます。詳しくはかわさき市税事務所償却資産担当（最終面参照）までお問い合わせください。

## 4 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の軽減措置について

特定都市河川（鶴見川水系）の流域において、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、「雨水貯留浸透施設整備計画」を作成し、本市から当該計画の認定を受けた者が、当該計画に基づき浸水被害対策のため設置した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を6分の1とする特例措置が設けられています。

## 5 水素ステーション及び充電設備に係る固定資産税の減免措置について

令和2年11月に策定した2050年までのCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の取組の一環として、スマートムーブの推進に向けた水素ステーション及び充電設備の設置促進を税制面から支援するため、下記対象設備に係る固定資産税の減免措置を創設し、取得後一定期間の税額をゼロとします。

### (1) 水素ステーションに対する減免措置

令和3年1月2日から令和7年3月31日までに取得した地方税法に規定された固定資産税等の課税標準の特例適用資産(\*)について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、固定資産税をゼロとします(地方税法の特例適用後の固定資産税が全額減免となります)。

\*次の要件を満たしているもの

- ・電気を動力源とする自動車で内燃機能を有していないものに水素を充填するための設備
- ・「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助」を受けて取得したもの
- ・一基の取得価額が1.5億円以上のもの

### (2) 充電設備に対する減免措置

令和3年1月2日以降に取得したもので、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象充電設備型式一覧表に記載のある充電器及びその設置のための付帯工事について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から令和12年度分までに限り、固定資産税をゼロとします。

### (3) 提出書類

減免の適用を受けるには、償却資産申告書及び種類別明細書のほか、下記の書類をかわさき市税事務所償却資産担当(最終面参照)に御提出ください。

ア 減免申請書

イ 燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金に係る交付決定通知書の写し(※水素ステーションのみ)

## 6 控除額の加算等

法人又は青色申告の個人が所有する償却資産について、次の表の事項が適用される場合には控除額の加算等が認められます。この場合、次の表の添付書類も併せて御提出ください。

なお、白色申告の個人が所有する償却資産について、控除額の加算等を行う事由と実質的に同様な事由が生じた場合には評価額の補正を行いますので、詳しくはかわさき市税事務所償却資産担当までお問い合わせください。

事 項	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国税局長の耐用年数の短縮承認通知書(写)
増加償却	税務署長への増加償却の届出書(写)

## 7 実地調査への御協力をお願い

本市では申告された後、地方税法第 403 条第 2 項及び第 408 条に基づき実地調査を行っています。調査に当たり、地方税法第 353 条の規定により、法人税（所得税）申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合があります。また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、法人税（所得税）に関する書類の閲覧を行わせていただくことがあります。なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので御理解と御協力をお願いします。

## 8 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正による賦課決定は、現年度だけではなく過年度にも遡及（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分）します。なお、過年度分において賦課することとなった場合は、通常の納期（13 ページ 2(4)を参照）とは異なり、納期は 1 回となりますので御承知おきください。

## 9 不申告、虚偽の申告をされた場合等について

正当な理由がなく申告しない場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条並びに川崎市市税条例第 52 条の規定により、過料又は罰則を科せられることがあります。

## 10 転出・廃業等に際してのお願い

転出・廃業等により、申告すべき資産が本市区内になくなった場合は、かわさき市税事務所償却資産担当までお知らせください。

## 11 個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー制度の実施に伴い、御提出いただく申告書にマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載していただくこととなります。個人番号を記載した申告書を御提出いただく際は、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。郵送及びeLTAX（電子申告）の場合は確認資料の写しを添付してください。なお、法人番号を記載した申告書を御提出いただく際は本人確認資料の添付は不要です。

通知カードの記載事項（住所、氏名等）が住民票の記載と異なる場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。また、個人番号通知書は番号確認や身元確認には使用できません。

※マイナンバーの記入箇所については、この手引きの9・10ページを御参照ください。

### (1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」等
身元確認資料	「個人番号カード」「運転免許証」「健康保険証」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

### (2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料(写し)	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証」（代理人が法人の場合）等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

※代理人が法人の場合、委任状に当該法人の商号又は名称の他、本店又は主たる事務所の所在地も必ず記載してください。

### (3) eLTAX（電子申告）で申告書を提出する場合

番号確認資料	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」等※
身元確認資料	不要

※マイナンバー制度施行後（平成28年1月以降）に電子申告にて申告書等をいずれかの地方公共団体に提出したことがある場合や、本人がマイナンバーカードにより申告書等に署名する場合には、本人の番号確認資料は添付不要です。

## 12 減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
2年	0.684	0.658	0.316	16年	0.134	0.933	0.866
3年	0.536	0.732	0.464	17年	0.127	0.936	0.873
4年	0.438	0.781	0.562	18年	0.120	0.940	0.880
5年	0.369	0.815	0.631	19年	0.114	0.943	0.886
6年	0.319	0.840	0.681	20年	0.109	0.945	0.891
7年	0.280	0.860	0.720	21年	0.104	0.948	0.896
8年	0.250	0.875	0.750	22年	0.099	0.950	0.901
9年	0.226	0.887	0.774	23年	0.095	0.952	0.905
10年	0.206	0.897	0.794	24年	0.092	0.954	0.908
11年	0.189	0.905	0.811	25年	0.088	0.956	0.912
12年	0.175	0.912	0.825	26年	0.085	0.957	0.915
13年	0.162	0.919	0.838	27年	0.082	0.959	0.918
14年	0.152	0.924	0.848	28年	0.079	0.960	0.921
15年	0.142	0.929	0.858	29年	0.076	0.962	0.924
				30年	0.074	0.963	0.926

## eLTAX(エルタックス)のご案内



- eLTAX(地方税ポータルシステム)は、地方税の申告(申請)から納税まで、インターネットで行えます。申告と納税は、便利なeLTAXをご利用ください。(対象税目については、eLTAXホームページをご覧ください。)
- eLTAXは、利用者の方が安心して利用できるセキュリティ対策を行っています。

こんなメリットがあります！

- eLTAXのサービスは無料をご利用いただけます。
- 自宅やオフィスからインターネットを利用して簡単に申告できます。
- 複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- 無料のeLTAX対応ソフト(PCdesk)が提供されています。
- 市販の税務会計ソフト(eLTAX対応)で作成した申告データ等を利用できます。



詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXのご利用時間 8:30~24:00(月~金曜日 及び 毎月最終土曜日と翌日の日曜日)

ただし、祝日と年末年始12/29~1/3を除きます。  
なお、繁忙期には休日でもご利用いただける場合があります。

eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXは、地方税法に基づき設立された地方共同法人である「地方税共同機構」が管理運営しています。

※ 電子申告を御利用の方に提供していましたが「プレ申告データ」につきましては、平成24年度申告分をもって提供終了とさせていただきます。

## 償却資産(固定資産税)の納付には、「口座振替」 をご利用ください！

《次のいずれかの方法でお申込みいただけます。》

### ★インターネットでお申込み！

《市税のWeb口座振替受付サービス》をご利用ください。  
窓口に出向く必要がなく、申込書の記入や押印が不要です。  
納税通知書をご用意ください。

【注意】Webからは法人口座はご利用いただけません。

### ★取扱金融機関の窓口でお申込み！

通帳・届出印・納税通知書をご用意ください。  
川崎市内の店舗に申込用紙を配布しています。

### ★市税事務所・分室の窓口でお申込み！

キャッシュカード・納税通知書をご用意ください。  
※カードの種類によりご利用できない場合があります。



Web口座振替  
受付サイトは  
こちらから！

### ★申込期限など、詳しくは川崎市ホームページをご覧ください。

「くらし・総合」⇒「税金」⇒「市税の納付」⇒「口座振替納付」

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000016829.html>

川崎市 口座振替 税

検索

# 償却資産申告書の提出はかわさき市税事務所へ

償却資産に関するお問合せ、償却資産申告書の提出はかわさき市税事務所資産税課  
償却資産担当までお願いいたします。（※区役所では申告書の受付はできません。）

## かわさき市税事務所 資産税課償却資産担当

[担当区域：市内全管区]

〒210-8576

川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル

TEL 044(200)1321 (川崎区・幸区)

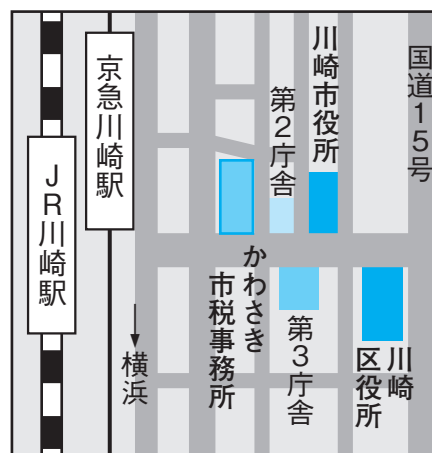
044(200)1322 (中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区)

FAX 044(200)3935

### 【アクセス】

JR川崎駅 中央東口から徒歩7分

京浜急行線京急川崎駅 中央口から徒歩4分



**P** 市役所本庁舎駐車場

記入済みの償却資産申告書につきましては、各市税事務所・市税分室の窓口でも受け付けています。

事務所	所在地	電話番号	最寄り駅
みぞのくち市税事務所資産税課	〒213-8576 高津区下作延2-7-60	044-820-6567	JR南武線 武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線・大井町線 溝の口駅
こすぎ市税分室資産税担当	〒211-8570 中原区小杉町3-245 中原区役所3階	044-744-3243	JR武蔵小杉駅 東急東横線・目黒線 武蔵小杉駅
しんゆり市税事務所資産税課	〒215-8576 麻生区万福寺1-2-2 新百合トウエンティワン5階	044-543-8973	小田急小田原線・多摩線 新百合ヶ丘駅

償却資産申告書送付の際に封筒に貼り付けて、御利用ください。

〒210-8576

川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル

かわさき市税事務所資産税課償却資産担当 行